

平成30年7月6日
信 金 中 央 金 庫

電子決済等代行業者に求める事項の基準

信金中央金庫（以下「信金中金」と略称します。）は、信用金庫法第85条の6の規定に基づき、電子決済等代行業者（信用金庫電子決済等代行業者および信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者）に求める事項の基準を以下のとおり公表します。

信金中金は、これを変更する場合には、ホームページ掲載等で公表することによりお知らせします。

（対象事業者）

1. 電子決済等代行業を営む上で適切な事業者であること
 - (1) 電子決済等代行業者であり、登録取消しのおそれがあると判断すべき事由が認められないこと
 - (2) 内部管理体制や法令等遵守体制が適切に整備されていること
 - (3) 反社会的勢力その他これに準ずる者でないこと

（経営および財務の状況）

2. 経営および財務の状況が電子決済等代行業に係るサービスの提供（下記7に定めるお客様への補償対応を含む）を継続的に行うために十分なものであると判断できること

（サービスの内容）

3. 提供するサービスが次のいずれにも該当するものであること
 - ・お客様利便の向上に資すること
 - ・信金中金が提供するサービスの向上に資すること
 - ・信金中金および信金中金のお客様の利益に反しないものであること
 - ・公序良俗に反しないものであること

（組織・人的体制等）

4. 電子決済等代行業に係るサービスを提供するための体制が適切に整備されていること
 - (1) 電子決済等代行業のサービスを適切に実施するための組織体制・人的体制を有していること
 - (2) システム開発・運用管理の体制が適切に整備されていること

(セキュリティ体制)

5. 不正アクセスやサイバー攻撃の防止策等が適切に講じられていること

- (1) 不正アクセスやサイバー攻撃の発生を想定した体制が適切に整備されていること
- (2) 不正アクセスやサイバー攻撃のリスクを低減するための対策が適切に講じられていること

(お客様情報の保護に係る体制)

6. お客様に関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行うべき措置が適切に講じられていること

(お客様保護・サポート体制)

7. お客様への情報提供、問い合わせ等への対応、補償対応その他のお客様保護が図られていること

- (1) お客様への情報提供・注意喚起等を行う体制が適切に整備されていること
- (2) お客様からの問い合わせ・相談・苦情等への対応を行う体制が適切に整備されていること
- (3) お客様への補償対応の体制が適切に整備されていること

(外部委託先等管理体制)

8. 提供するサービスにおける外部委託先および信用金庫電子決済等代行業再委託者の管理の体制が適切に整備されていること

(その他)

9. 上記1から8までの各基準の適合性の判定にあたっては、電子決済等代行業者の規模、提供するサービスの内容および取り扱う情報の重要度等を踏まえるものとする。

以 上